

入札説明書等の修正（新旧対照表）

令和4年1月31日及び令和4年3月3日に公表した「海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業」に係る入札説明書等を次のとおり修正する。

■入札説明書

頁	項目名	修正前（1月31日・3月3日公表）	修正後（4月●日）
18	16. 入札保証金及び契約保証金 ②ウ	債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、 <u>施設費（設計費、建設工事費及び工事監理費の合計額）に相当する額の100分の10以上とする。</u>	債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、 <u>施設費（施設整備費から割賦手数料を除いた費用の合計額）に相当する額の100分の10以上とする。</u>

◆資料-1 事業契約書

頁	項目名	修正前（1月31日・3月3日公表）	修正後（4月●日）
1	第5条 秘密の保持	海上保安庁及び事業者は、本契約の内容、本契約に関する協議の内容並びに本事業に関して本契約の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において <u>秘密として管理されているものにつき、本契約の相手方当事者の事前の承諾を得ずして第三者に開示せず、かつ本契約の目的以外の目的には使用しない。</u>	海上保安庁及び事業者は、本契約に関する事項につき、本契約の相手方当事者の事前の承諾を得ずして第三者に開示せず、かつ本契約の目的以外の目的には使用しない。
3	第9条 契約の保証	三 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供 <u>債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、施設費（設計費、建設工事費及び工事監理費の合計額）に相当する額の100分の10以上とする。</u>	三 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供 四 <u>債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。</u> なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、 <u>施設費（設計費、建設工事費及び工事監理費の合計額）に相当する額の100分の10以上とする。</u>
5	第15条 選定企業の使用	—	六 その他必要な業務： []
24	第74条 給油施設の使用	また、事業者は、給油施設を海上保安庁に返還すべき場合には、 <u>自らの責任と費用負担により、これらを原状に回復しなければならない。</u>	また、事業者は、給油施設を海上保安庁に返還すべき場合には、 <u>原状に回復する範囲について海上保安庁と事業者で協議を行い、合意された範囲については事業者自らの責任と費用により、これらを原状回復しなければならない。</u>

頁	項目名	修正前（1月31日・3月3日公表）	修正後（4月●日）
24	第76条 事業の継続	事業者は、海上保安庁が必要と認めた福利厚生諸室等の改修若しくは模様替えを行う場合又は海上保安庁の責めに帰すべき事由による場合を除き、要求水準書に定める福利厚生サービス提供業務の開始日から事業期間の終了日までの間、福利厚生サービス提供業務の継続に努めなければならない。 2 事業者は、自らの経営努力により事業の継続を図る。ただし、やむを得ず事業継続に支障をきたすと判断する場合には、海上保安庁に対し、福利厚生サービス提供業務に係る要求水準書の変更等を請求し、協議することができる。	事業者は、海上保安庁が必要と認めた諸室等の改修若しくは模様替えを行う場合又は海上保安庁の責めに帰すべき事由による場合を除き、要求水準書に定める業務の開始日から事業期間の終了日までの間、業務の継続に努めなければならない。 2 事業者は、自らの経営努力により事業の継続を図る。ただし、やむを得ず事業継続に支障をきたすと判断する場合には、海上保安庁に対し、業務に係る要求水準書の変更等を請求し、協議することができる。
26	第79条 海上保安庁の解除権	一四 事業者が、国有財産無償貸付契約に違反し、（以下略）	一四 事業者が、事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書に違反し、（以下略）
36	別紙1	※契約締結時に事業者が提案した事業計画書様式A-3-1添付①を添付する	※契約締結時に事業者が提案した事業計画書様式A-2添付①を添付する
49	別紙7	国有財産貸付契約書の書式	事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書の書式

◆資料-1-1 PFI事業者等が付す保険等

頁	項目名	修正前（1月31日・3月3日公表）	修正後（4月●日）
1	第1 設計、建設工事、工事監理の履行に係る保険	PFI事業者又選定企業は、設計、建設工事、工事監理の履行にかかる保険として、設計・建設工事履行保証保険、建設工事保険及び第三者賠償責任保険を付保する。	PFI事業者又選定企業は、設計、建設工事、工事監理の履行にかかる保険として、設計・建設工事履行保証保険、建設工事保険及び第三者賠償責任保険を付保する。

◆資料-1-2 業務等の監視及び改善要求措置要領

頁	項目名	修正前（1月31日・3月3日公表）	修正後（4月●日）
11	2（6）支払区分ごとの当期の減額が当期の支払区分の対価を超えた場合	年度末には留保している施設整備費を支払うものとするが、施設整備費支払日から業務不履行の終了日までを支払留保期間とし、支払留保期間は翌期の支払時期に持ち越す。	削除

◆資料-1-3 事業費の算定及び支払方法

頁	項目名	修正前（1月31日・3月3日公表）	修正後（4月●日）
4	表1 事業費の内訳 その他の費用	業者の運営費（人件費、事務費、保険料等）の一部	事業者の運営費（人件費、事務費、保険料等）の一部
4	注釈	※給油施設の定期開放点検にかかる費用は、 <u>業務量の実績に</u> 応じた対価を支払う。	※給油施設の定期開放点検にかかる費用は、 <u>業務の実績に応じ</u> た支払とする。
6	3（1）②割賦手数料	基準金利は、東京時間午前10時30分に、Eikon上でページ<17143>に公表される東京スワップレート（TONA参照）の20年テナーとする。	基準金利は、東京時間午前10時30分に公表される東京スワップレート（TONA参照）の20年テナーとする。
8	第5章 2 施設整備費の物価変動に基づく改定	—	・工期内で本契約締結の日から十二月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となった場合

◆資料-1-4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書（案）

頁	項目名	修正前（1月31日・3月3日公表）	修正後（4月●日）
1	第3条 使用目的	乙は、貸付物件を、PFI事業契約に基づき、PFI事業契約の建設工事の履行に必要な範囲で使用しなければならない。	乙は、対象物件を、PFI事業契約に基づき、PFI事業契約の建設工事の履行に必要な範囲で使用しなければならない。
1	第4条 使用範囲等	貸付物件	対象物件
3	第14条 必要費等の放棄	乙は、第5条に定める貸付期間が満了し、（以下略）	乙は、第5条に定める使用期間が満了し、（以下略）

◆資料-2 要求水準書

頁	項目名	修正前（1月31日・3月3日公表）	修正後（4月●日）
12	第4章（1）給油施設等貯蔵タンクの基本条件	給油流量 250ℓ/分	給油流量 圧力給油：250ℓ/分、重力給油：80ℓ/分
12	第4章（1）給油施設等貯蔵タンクの基本条件	—	・貯蔵タンクへの受入設備にフィルターを設けること。
21	キ.地震時の避難安全確保に関する性能	また、緊急地震速報装置を設け、信号を受信した際に、速報内容が迅速に反映されるよう、昇降機設備、書く正設備等の連動を取るものとする。	削除
24	第4章 第4節 3（1）e.耐風（a）～（c）	風による振動に対する安全性の確保 ア. 風方向振動、風直交方向振動、捩れ振動、渦励振及び空力不安定振動に対して構造耐力上安全である。	削除

頁	項目名	修正前（1月31日・3月3日公表）	修正後（4月●日）
25	(2) 機能維持性	(a) 各設備機能に応じた容量の確保、多重化、冗長化構成やバックアップシステムによる信頼性向上を図る。	削除
32	(6) 内装計画 c. 壁	(g) 玄関ロビー壁面に設置する。ピクチャーレールは、【別添資料4-1-1】「各室性能表」の諸室に設置する。船艇職員待機室及び指令室は、廊下に面する壁（出入口を除く）に設置する。	(g) ピクチャーレールは、玄関ロビー壁面及び船艇職員待機室及び指令室の廊下に面する壁（出入口を除く）に設置する。
43	(1) 電気設備 n. 火災報知設備・自動閉鎖設備	(b) 船艇職員待機室には、表示装置を設置する。表示内容は、「建築設備設計基準」の中央監視制御項目表のⅢ形の欄における防災設備系の各項目以上を対象とし、決定前に海上保安庁と十分協議する。	削除
47	(2) 機械設備 l. 昇降機設備	(a) エレベーターの利用人数は、7人程度とする。	(a) エレベーターの利用人数は、7人以上とする。
50	(4) 要求水準の確認 a.	事業者は【参考資料4-4】「要求水準確認計画書の標準」を参考に（以下略）	事業者は【参考資料4-4】「要求水準確認計画書の標準」及び「PFI手法による施設整備における要求水準の設定および業績監視の手引き」を参考に（以下略）
50	(4) 要求水準の確認 b.	要求水準の確保のための事業者による管理の基本的考え方事業者は、要求水準書及び事業提案書の内容を満たすため、（以下略）	要求水準の確保のための事業者による管理の基本的考え方は、要求水準書及び事業計画書の内容を満たすため、（以下略）
54	(4) 設計図書の作成	実施設計書は、(5) b. の区分に基づき作成し、（以下略）	実施設計書は、第6節2（1）に示す内訳明細書の区分に基づき作成し、（以下略）
54	(6) 防犯性の検証	—	削除
56	(10) 成果物等の情報の適正な管理	c. (11) a. 及び b. の規定は、契約終了後も対象とする。 d. (11) a.、b. 及び c. の規定は、協力者等に対しても対象とする。	c. (9) a. 及び b. の規定は、契約終了後も対象とする。 d. (9) a.、b. 及び c. の規定は、協力者等に対しても対象とする。
60	(10) 使用材料の詳細に係る確認	また、その結果をもって各入居官署に説明を行い、調整の必要な事由が生じた場合は海上保安庁と協議する。	削除
70	(3) 計画書等の作成、提出等 d. 消防計画書	事業者は、維持管理業務及び運営業務の開始にあたり、以下の(a)から(d)を満たす「消防法」第8条及び第36条に規定される消防計画書を作成し、海上保安庁に提出する。	事業者は、維持管理業務及び運営業務の開始にあたり、「消防法」第8条及び第36条に規定される消防計画書を作成し、海上保安庁に提出する。

◆資料-3 提出書類の記載要領

頁	項目名	修正前（1月31日・3月3日公表）	修正後（4月12日）
22	5 編集方法 エ	第二次審査資料は、経営管理に関する提出書類、施設整備に関する提出書類、維持管理に関する提出書類、運営に関する提出書類に分けて編集すること。	第二次審査資料は、経営管理に関する提出書類、施設整備に関する提出書類、維持管理・運営に関する提出書類に分けて編集すること。
23	6 提出部数 エ	事業提案に関する提出書類は、上記AからCまでの分野ごとにA3ハードファイルに綴じ、合計20部を用意し、1セットずつ20の封筒に分けて提出すること。ただし、「事業全体の提案コンセプトに関する提出書類」（様式16）及び「加点評価項目提案概要表」（様式17）は便宜上、様式A（経営管理）のハードファイルの冒頭に綴じ込むこと。	事業提案に関する提出書類は、上記AからCまでの分野ごとにA4ファイルに綴じ、合計20部を用意し、1セットずつ20の封筒に分けて提出すること。ただし、「事業全体の提案コンセプトに関する提出書類」（様式16）及び「加点評価項目提案概要表」（様式17）は便宜上、様式A（経営管理）のファイルの冒頭に綴じ込むこと。
23	6 提出部数 オ	表紙には、右肩に1～20の番号をつけること。	表紙には、参加資格通知時に示す応募グループ名を記載し、右肩に1～20の番号をつけること。
23	6 提出部数 カ	作成元のファイル形式から適切にPDFファイルへ変換されたことを確認すること。）で作成し、CD-Rを3枚提出すること。	作成元のファイル形式から適切にPDFファイルへ変換されたことを確認すること。）で作成し、CD-R又はDVD-Rを3枚提出すること。

◆資料-4 事業者選定基準

頁	項目名	修正前（1月31日・3月3日公表）	修正後（4月12日）
11	B-3-1 配点	<p>＜回転翼機格納庫と船艇用品庫間での効率的な運用を行う上での工夫が提案されている＞：配点30</p> <p>＜回転翼機運用のオペレーション実施に資する施設配置計画である＞：配点20</p>	<p>＜回転翼機運用のオペレーション実施に資する施設配置計画である＞：配点30</p> <p>＜回転翼機格納庫と船艇用品庫間での効率的な運用を行う上での工夫が提案されている＞：配点20</p>

◆資料-6 事業提案書作成説明会実施要領

頁	項目名	修正前（1月31日・3月3日公表）	修正後（4月12日）
1	5 実施内容（1）②	入札説明書に関する第1回質問のうち、事業者のノウハウや提案内容等に係る秘匿性の高い質問への回答	入札説明書に関する第2回質問のうち、事業者のノウハウや提案内容等に係る秘匿性の高い質問への回答
1	6 質問に対する回答（1）	第2回質問のうち秘匿性の低い質問については、事業提案書作成説明会において、海上保安庁が入札参加者に対して回答書を交付し、その他の質問については、事業提案書作成説明会に先立って海上保安庁のホームページ等で回答を公表します。	第1回質問のうち秘匿性の高い質問については、事業提案書作成説明会において、海上保安庁が入札参加者に対して回答書を交付し、その他の質問については、事業提案書作成説明会に先立って海上保安庁のホームページ等で回答を公表します。

◆別添資料1-2 適用基準等一覧

頁	項目名	修正前（1月31日・3月3日公表）	修正後（4月12日）
---	-----	-------------------	------------

4	(6) 参考資料	—	「PFI手法による施設整備における要求水準の設定および業績監視の手引き」の追加
---	----------	---	---

◆別添資料4-1-1 各室性能表

頁	項目名	修正前 (1月31日・3月3日公表)	修正後 (5月12日)
2	回転翼機格納庫棟《k棟》 格納庫	時刻表示 : A	時刻表示 : C
3	船艇用品庫棟《s棟》 検査対応室1、2	空調区分 : B	空調区分 : A、F
3	船艇用品庫棟《s棟》 機械測定室	空調区分 : 二	空調区分 : B
3	船艇用品庫棟《s棟》 仮眠室	空調区分 : 二	空調区分 : E

◆別添資料4-1-2 主要諸室の性能特記事項

頁	項目名	修正前 (1月31日・3月3日公表)	修正後 (4月12日)
4	k8 整備室1	コンプレッサーエアが使用可能なホース、アダプタ等を設置する。	コンプレッサーエアが使用可能なホース、アダプタ等を1箇所設置する。
4	k9 整備室2	コンプレッサーエアが使用可能なホース、アダプタ等を設置する。	コンプレッサーエアが使用可能なホース、アダプタ等を1箇所設置する。
5	k11 充電室	コンプレッサーエアが使用可能なホース、アダプタ等を設置する。	コンプレッサーエアが使用可能なホース、アダプタ等を1箇所設置する。
5	k13 コンプレッサー室	コンプレッサー本体を取り付ける区画を計画する。	コンプレッサー本体を取り付ける区画を計画する。 想定する仕様は、 馬力(出力) : 3.7KW 電圧 : 3相200V タンク容量 : 230リットル タンク内最高圧力 : 1.37MPa 吐出容量 : 400ℓ/min

◆別添資料5-4 給油施設運営業務に関する要求水準

頁	項目名	修正前 (1月31日・3月3日公表)	修正後 (4月12日)
2	6 備品・什器・物品の調達・ 管理	—	削除

◆別添資料4-2 建設工事に関する留意事項

頁	項目名	修正前 (1月31日・3月3日公表)	修正後 (4月12日)
---	-----	--------------------	-------------

1	e. ダンプトラック等による過積載等の防止について	—	項目番号の修正
---	---------------------------	---	---------

◆様式集

頁	項目名	修正前（1月31日・3月3日公表）	修正後（4月12日）
様式15-3	入札書	（消費税及び地方消費税含む）	（消費税及び地方消費税を含まない）
様式A-2添付①	施設費の消費税記入欄	—	支払期ごとの計上とするよう変更
様式A-2添付①	<事業費の支払区分>	②回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務	②給油施設に係る運營業務
様式A-2添付①	注釈	※3 消費税等（地方消費税を含む。以下、同じ。）は「施設整備費」及び「維持管理・運営費、その他の費用」の区分ごとに、支払期（半期）ごとに1円単位となるように小数点第1位以下切捨てて記入すること。生じた端数金額は、施設費に係る消費税、維持管理・運営費に係る消費税ともに令和6年度下期に合算すること。	※3 消費税（地方消費税を含む。）は含まない金額を記載すること。
様式A-2添付②	営業収入	施設費に関する収入（8行目）	削除
様式A-2添付②	営業費用	②回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務	②給油施設に係る運營業務
様式A-2添付②	営業費用	割賦原価（22行目）	削除
様式A-2添付②	注釈	端数処理については、資料-1-3「事業費の算定及び支払方法」に基づき、半期ごとの海上保安庁からの収入（事業費）の年度合計が費目ごとに様式A-3添付①に一致するようにし、また、参考指標の算定にあたっては小数点第3位以下切捨てとし、少数点第2位まで記入すること。	端数処理については、資料-1-3「事業費の算定及び支払方法」に基づき、半期ごとの海上保安庁からの収入（事業費）の年度合計が費目ごとに様式A-1添付①に一致するようにし、また、参考指標の算定にあたっては小数点第3位以下切捨てとし、少数点第2位まで記入すること。
様式A-2添付②	注釈	PIRR（税引後）：各期における（税引後当期損益＋割賦原価＋借入金利息－投資額）の事業期間にわたる現在価値の合計額が0になる割引率を算定する。	PIRR（税引後）：各期における（税引後当期損益＋割賦売掛金取り崩し＋借入金利息－投資額）の事業期間にわたる現在価値の合計額が0になる割引率を算定する。
様式A-2添付③	算出根拠	様式B-6-16による	様式B-4-21による